番○○○号

様式番号　１８

 平成○○年○○月○○日

　○○○○○　 　　様

○○○○○農業協同組合

代表理事○○長　○○○○　印

（平成○年度第○次）果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業補助金の交付決定通知について

　平成○年○月○日付けにて申請のあった件につきまして、公益社団法人福島県青果物価格補償協会業務方法書の規定に基づき通知いたします。

記

　**１．**補助金の交付決定額

単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事業費 | 補助金申請額 | 補助金交付決定額 | 備考 |
| 果樹経営支援対策事業 |  |  |  |  |
| 果樹未収益期間支援事業 |  |  |  |  |
| **計** |  |  |  |  |

　**２．**補助金交付決定条件

（１）公益社団法人福島県青果物価格補償協会（以下「協会」という）（又は農業協同組合）は、当該事業を実施するに当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第 179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第 255号）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省指令第18号）、「果実等生産出荷安定対策実施要綱」（平成13年 4月 11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）、「果実等生産出荷安定対策実施要領」（平成13年4月11日付け12生産第2775号）及び財団法人中央果実生産出荷安定基金協会（以下「中央果実基金」という）「業務方法書」（昭和50年9月1日付け50農蚕第5448号）に従わなければならない。

（２）協会（又は農業協同組合）は、次に掲げる場合は当該事業補助金変更交付申請書を提出しなければならない。

①．当該事業実施計画の変更について中央果実基金（又は協会）の承認があった場合

　　②．中央果実基金（又は協会）が別に指示する場合

（３）協会（又は農業協同組合）は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

（４）協会（又は農業協同組合）は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合について、次の条件に従わなければならない。

①．協会（又は農業協同組合）は、中央果実基金業務方法書第73条（３）の規定により事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

②．協会（又は農業協同組合）は、事業実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記の(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式１により速やかに中央果実基金に報告するとともに、中央果実基金（又は協会）の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（５）協会（又は農業協同組合）は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。また、事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（６）協会（又は農業協同組合）は、上記５の財産（ただし、機械及び器具については、１件当たり取得価格が５０万円以上のものとする。）について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令で定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、中央果実基金の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

（７）協会（又は農業協同組合）は、上記６により中央果実基金の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、中央果実基金（又は協会）の指示に基づき当該収入を中央果実基金（又は協会）に納付しなければならない。

（８）協会（又は農業協同組合）がこの交付条件に違反した場合は、中央果実基金（又は協会）は補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（９）協会（又は農業協同組合）は、支援対象者が補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

（10）協会（又は農業協同組合）は、補助金の交付に際しては、支援対象者に対し、次に掲げる条件を附さなければならない。

　　①．この補助事業にかかる法令、要領等に従うこと。

　　②．支援対象者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合について、次の条件に従わなければならない。

ア．支援対象者は、中央果実基金業務方法書第73条（１）の事業実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

イ．支援対象者は、事業実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記の①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式１により速やかに協会（又は農業協同組合）に報告するとともに、協会（又は農業協同組合）の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

　　③．支援対象者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならないこと。

　　④．支援対象者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

　　⑤．前号の財産のうち、１件当たりの取得価格が５０万円以上の機械及び器具について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令で定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、協会の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。

　　⑥．支援対象者が前号により協会（又は農業協同組合）の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、中央果実基金の指示に基づき当該収入を協会（又は農業協同組合）に納付させることがあること。

　　⑦．支援対象者が補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して８年を経過しない間に、次に掲げる事項に該当することとなった場合には、当該補助金の対象となった果樹園に係る補助金を返還させることがあること。

　　ア．改植又は高接ぎを行ったことに対して補助金が交付された果樹園において、事業計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く）に改植若しくは高接ぎ又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培を中止した場合。

　　イ．改植又は高接ぎを行った支援対象者が、産地計画において担い手と定められた者又は産地計画に参画している生産者に該当しなくなった場合。（但し、上記アに規定する果樹園が担い手に継承される場合を除く）

　　ウ．廃園を行うこととして補助金が交付された園地において、果樹を栽培した場合又は廃園面積とおおむね同等の面積が産地内の担い手に集積されない場合。

　　エ．特認事業の防霜、防風設備の整備を行うこととして補助金が交付された園地において、果樹共済の加入要件を満たさなくなった場合。

⑧．支援対象者は、業務方法書第57条（１２）の規定に基づく事業計画の変更の承認を受けたときは、業務方法書実施細則第３条参考様式９号または１０号に基づく当該事業補助金変更交付申請書を提出するものとする。

（11）協会（又は農業協同組合）は、前記(5)により承認をしようとする場合は、あらかじめ中央果実基金（又は協会）の承認を受けてから承認を与えなければならない。

（12）協会（又は農業協同組合）は、前記(6)により支援対象者からその収入の全部又は一部に該当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を中央果実基金（又は協会）に納付しなければならない。

（13）協会（又は農業協同組合）は、支援対象者がこの交付条件に違反した場合は、補助金 の全部又は一部の返還を命ずることができる。